

農林漁業従事故障の認定に関する事務取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生産緑地法施行規則（昭和49年8月19日省令第11号）（以下「規則」という。）第5条に規定する農林漁業に従事することを不可能にさせる故障（以下「従事故障」という。）の認定事務の取扱いについて、必要な事項を定める。

(従事故障の認定申請)

第2条 従事故障の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、従事故障認定申請書（第1号様式）により市長に申請するものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 農地調書（第2号様式）
- (2) 従事故障状況調書（第3号様式）
- (3) 従事故障を証明する書類

(従事故障の認定基準)

第3条 省令で定める従事故障の認定基準は、別表のとおりとする。

(申請に対する決定)

第4条 第3条に規定する従事故障の認定基準による故障の認定を行ったときは、従事故障認定決定通知書（第4号様式）により申請者に通知しなければならない。

附則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表

該当条項	認定基準
省令第4条第1号イ	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該障害の程度が1級及び2級に該当していること。</p> <p>もしくは上記と同様な状態にあることを医師の診断書により証明できる者。</p>
同号ロ	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級に該当していること、又は精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていること。</p>
同号ハからヘ	<p>身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該障害の程度が1級及び2級に該当していること。</p> <p>もしくは上記と同様な状態にあることを医師の診断書により証明できる者。</p>
同号ト	<p>（1）介護保険法（平成9年度法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護2以上であること。</p> <p>（2）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所していること。</p>
省令第4条第2号	<p>1年以上の期間を要する入院をしていること。</p>